

アルケイアー記録・情報・歴史  
第八号 二〇一四年三月 八七―一一頁  
南山大学史料室

大学アーカイブズの公共性とアーカイブズの多様性

永井英治

南山大学史料室

---

The Public Nature of University Archives and  
the Multiplicity of Archives

Nanzan University Archives

NAGAI Eiji

*archeia: documents, information and history*  
No.8 March, 2014 pp.87-111  
Nanzan University Archives

はじめに

一 アーカイブズと歴史研究者―資料／史料へのスタンス

二 公文書管理法と大学アーカイブズ

三 大学のなかの大学アーカイブズ

1 大学における自己点検評価と大学アーカイブズ

2 大学の機能と大学アーカイブズの収蔵対象

3 大学史と大学アーカイブズ

おわりに

## 大学アーカイブズの公共性とアーカイブズの多様性

永井英治

### はじめに

本稿は、菅真城が著書『大学アーカイブズの世界』<sup>〔1〕</sup>で展開している論点のいくつかについて、私の見解を提示し、アーカイブズとりわけ大学アーカイブズのあり方について考えようとするものである。その際、論述の目的が「あり方」をめぐるものとなるため、具体的な実証よりも理念的な検討を中心とせざるを得ない。しかし、菅が広島大学図書館および大阪大学アーカイブズ設置準備室・大阪大学アーカイブズでの経験を踏まえた議論を展開したように、私の場合も、自覚的には南山学園史の編纂および南山大学史料室での経験が基本となる。この意味で、机上の議論にとどまるものではないと考えている。

大学アーカイブズをめぐる議論の近年の傾向は、国立大学に設置された大学アーカイブズの担当者からの発言が相対的に多いように思われる。これは、国立大学のアーカイブズには専任教員が置かれる場合があることが影響している。大学史資料の保存施設では、私立大学の方がむしろ先行していた印象が強いが、そのためか、事務職員

によって担われることの多い私立大学のアーカイブズの場合、情報発信は大学史に力点を置くことが相対的に高く、アーカイブズについての専論がやや少ないこともその一因であるのかもしれない。本稿は、私立大学でアーカイブズを担当する教員としての経験に基づくものであるため、菅の立場とはやや異なるが、共通する部分もある。それらの相違に注意しながら、以下の論述を進めたい。

## 一 アーカイブズと歴史研究者―資料／史料へのスタンス

はじめに指摘すれば、菅の主張のかなりの部分には私は同意している。菅が自己の立場を少数派と認識するように、私も自己の主張をそのように捉えている。しかし、いくつかの点で菅とは見解を異にする部分があり、それらを明確にすることで、少数派とはいえ、その意見を精緻化していくことができると思える。アーカイブズ学が実践に根差すとはいえ、学問としての自立性を持つのであれば、主流派の見解だけが正論として意義を有しているとは限らないであろう。そもそも、アーカイブズ自体に多様な存在がある。

アーカイブズに関する言説について、私は、とどころに違和感を覚える。この違和感は、アーカイブズとアーカイブズ学から歴史研究者を排除しようという論者にとっては、アーカイブズの共通認識を受容するか否かの試金石となる。歴史研究に出自を持つアーキビストの中には、職務上の見解と歴史研究者としての自己の意見の差異を意識することがままある。「アーキビストとしては…、歴史研究者としては…」という言説は、率直な心情の吐露と理解されるが、生来不器用な私にはそのような使い分けができない。また、「歴史研究者としては…」という設定は、利用者の視点に立つことを意味するものである。アーキビストとしての認識と利用者としての見解が異

なるのは、結局、利用者の視点を尊重しないことにつながるのではないかと危惧する。大上段に構えれば、これは市民のものであるという近代アーカイブズの基本的理解に関わる問題である。

いまひとつ、菅と私には、もともとの出自に共通するところがある。「鎌倉前期の公家訴訟制度」という論文を書いている私は、わずかながら、中世朝廷研究を経験している。一方、菅は自己の出自を古代史研究と認識しているものと思われるが、菅の出身大学の古代史は王朝国家論で知られ、中世にかなり越境している（現在では珍しいことではないが）。つまり、菅と私はもともとの研究対象がやや近いのである。これがすべてであるという意図はないが、研究対象が近ければ、対象とする史料についての経験も同じようなものとなることが予想される。古代・中世史研究ではかなりの部分で刊行された史料を利用できるが、研究のためには各自が利用する史料についての校訂作業が必要であり、それらの作業のためには原資料（の複写物）を参照しなければならない。原資料の複写物が利用できる場合は、いくつかの史料保存利用機関であり、原蔵者個人・寺社などを訪問する機会には極めて少ない。このような経験の中、史料保存利用機関が所蔵し利用可能な（できるだけ精度のよい）複写史料は、きわめて貴重であることが体感されるのである。あくまでも利用者の視点であるが、オリジナルは保存施設の中で劣化が抑制され、より精度の高い複写史料が利用しやすい形で提供され、利用の便宜が図られることを求める意識が経験の中で積み重ねられていくことになる。自ら史料を調査する／しなければならぬ人々の眼からすれば、研究の基礎的部分が他人任せになっていると批判されるかもしれない。しかし、ひとりの研究者にできることには限度があり、貴重な原資料を扱うことは史料保存利用機関に委ねざるを得ないのである。むしろ、自分では関わり得ないがゆえに、史料のよりよき保存と提供を求めることになる。

著書の中では、菅はむしろ歴史研究者としての自己を後退させているような記述も見られるので、以上はあくま

でも私の狭い経験に引き付けた体感としなければならぬ。しかし、このような体感が歴史研究者に出自を持つアーキビストにわずかなりとも共感されるところがあるからこそ、自己の中に二つの立場を意識するのではなからうか<sup>②</sup>。そして、歴史研究者としての意識を払拭できない場合、「批判」<sup>③</sup>の対象となるのである。

大学院レヴェルでアーカイブズ学を専門領域とする課程が複数存在するようになった今、これから先のアーキビストは、歴史研究との間に葛藤を抱えることもなく、専門家として業務にあたることになるのである。そうなれば私などは過去の遺物に過ぎないが、歴史的な段階として、日本のアーカイブズ学およびアーカイブズが経験しなければならなかった議論のいくつかをここで整理したい。なお、そのすべてが近い将来に清算される(べき)との趣旨でこの論稿を書いているのではないことも敢えて記しておきたい。

昔の著者は、①大学アーカイブズの理念と実態の分析、②公文書管理法が大学に与える影響、という概括すれば二つの議論から構成される。昔の著書の構成を基本にすれば、本稿も①②の順で論じられることになるが、喫緊の課題を含む②についてまずみていこう。

## 二 公文書管理法と大学アーカイブズ

公文書管理法は、制定に至る過程の段階からアーカイブズおよびアーカイブズ学の担い手・関係者に注目されてきた。有識者会議によるゴールドプランの発表、実際に制定された法、施行にともなう制約など、そのつど批判されている。その中で、国立大学法人という、公文書管理法の対象としては副次的に位置付けられる組織の非現用化した業務記録の行方が、現用としての保存期間延長という方法を取らなければ、危機に瀕している。また、「歴史

「公文書等」として選別する主体がアーキビストではないことも、評価選別を重視する多くのアーキビストからは問題とされている。

事態の深刻化を招いている要因は、ひとつには、国立大学法人の「公文書」を国立公文書館が事実上受け入れない中で、国立大学が自前で「国立公文書館等」に指定される施設を持つためにクリアしなければならない水準の高さであり、いまひとつは、保存対象とならなかった「公文書」は廃棄されなければならないとする公文書管理法の規定そのものであろう。

私立大学は、公文書管理法の対象となっていないが、そのことが逆に、既に影響を与えている。昔は、公文書管理法は文書を廃棄するための法？という職員のむしろ素直な問いを紹介しているが、私の場合、公文書管理法が公布されたころ、この法令によって大学は何をしなければならぬかと聞かれた。ここでいう「大学」は、もちろん、その職員や私が勤務する私立大学である。私立大学は何をしなければならぬのかと、公文書管理法によって発生する義務を聞かれたのであるから、公文書管理法は私立大学を対象としないはずとまず答えた。すると、そこで安心して終わりである。私立大学は業務記録を管理しなければならぬという法規定がないことが、確実に意識され、その次の行動が起こさないのである。公文書管理法は、この意味で確実に私立大学に意識されている。

ここで私はひとつの出来事を想起する。それは、学校教育法施行規則に規定されている指導要録の保存期間を根拠に、指導要録が保存されていない卒業生には成績証明書などが発行できないとする学校が存在することである。これは保存義務年限を超過した文書は廃棄することが正当化されるという、学校教育法施行規則の解釈によるものであるが、保存義務年限を超過しているため、法的には認められる行為である。しかし、求める書類が発行されないといった卒業生は、母校にどのような印象を抱くのであろうか。法が廃棄を可能とすることが、保存の意識を促

進せず、廃棄を正当化するものとして受容されるのである。

もちろん、そのようにならない事例もある。文書保存規程による保存年限を経過しても、文書の内容により、業務の説明責任の担保として、現場での裁量により記録・文書が保存される場合がある。この場合、根拠を持たない現場の裁量による保存は、担当者の交代などによる廃棄の可能性を免れ得ず、廃棄されたとしても責任を問われるものではない。現状において、公文書管理法の対象とならない組織に同法が影響することを期待するためには、現行法の問題点を解決しなければむしろ悪影響が広がる<sup>(5)</sup>ことが懸念される。

私立大学の場合、「公文書」と呼称することへの抵抗・違和感も予想される。私は、私立大学も社会において公共機能の一部としての教育・研究を担っている<sup>(6)</sup>のであるから、「公」の監督下にあるからという理由を考慮せずとも、その業務記録は社会に公開されるべきと考えるが、この考え方は、公文書管理法第一条にみられるような、まず業務の主体を特定する発想とは合致しない。後述する大学の「業務」の理解についても同様のことがいえるが、社会においてどのような業務を担っているか、ここから業務記録の社会への公開を考える指向があってもよいのではないかと考える<sup>(7)</sup>。

### 三 大学のなかの大学アーカイブズ

大学アーカイブズについての昔の理解の中核は、一義的にはアーカイブズとは業務の記録を保管し、利用に供する機関アーカイブズ（組織資料アーカイブズ<sup>(8)</sup>）であり、大学アーカイブズは大学という組織に設置されるアーカイブズであるという点に求められる。これは、昔の著書が検討の対象としては大学アーカイブズを想定しているもの



の、議論においてはアーカイブズ一般への汎用性を考えている点にも見られる。その上で、大学アーカイブズが大学に設置されるがゆえの固有の事情について、昔は特に注意を払っている。

そのひとつが、大学という組織固有の性格が大学アーカイブズに影響しているという理解であり、大学アーカイブズの意味付け、機能、設置の経緯について、私の視点からは親近感を持ち、大学アーカイブズ関係者の中ではやや異彩を放った議論を展開している。今、それらを、①大学における自己点検・評価機能との関係、②大学の機能と大学アーカイブズの収蔵対象、③大学史と大学アーカイブズの関係の否定、という三点に整理して昔の議論を検討したい。なお、昔の議論は、大学アーカイブズとはいかにもあるべきかという議論を基軸に展開しており、この四点は相互に結びついて昔の議論を構成している。したがって、三点に整理するのは、あくまでも以下の論述のための便宜である。

## 1 大学における自己点検評価と大学アーカイブズ

大学史編纂／大学アーカイブズが大学の自己点検・評価機能を担いようと指摘したのは、大学史をひとつの専門分野として確立させた寺崎昌男とされる。<sup>7)</sup> 大学史編纂において、寺崎の業績は欠かせない先行研究であり、制度史においてはフレームワークとなっているように思われる。<sup>8)</sup> それゆえか、寺崎の発言は大学史において重視され、どのようなものが大学史資料とされるかという議論では、寺崎の例示がまず引用される。

大学における自己点検評価に大学史／大学アーカイブズが貢献するという寺崎の指摘は、とくに大学アーカイブズを設置しようとするときの利点のひとつとされたのであるが、昔はそれを明確に否定した。なお、寺崎は、大学史を編纂していること／大学アーカイブズを設置していることが大学の評価項目になりうることも指摘し、この点

については、嘗もその可能性を否定しない<sup>(9)</sup>。ただしこれは大学アーカイブズについての外部からの評価の可能性であって、今問題とする、大学が主体となる自己点検・評価の問題ではない。私もまた、嘗と同様にそのような評価を得る可能性を期待したいが、そのためには、アーカイブズ一般についての理解が必要であると思われる。しかし、博物館という存在が一般に知られながら大学に博物館があるということへの理解はなお課題であるように、現状の大学アーカイブズはまだまだ理解を勝ち得ているとはいいい難いことを考えると、それは最低限の条件として理解しておくべきように思われる<sup>(10)</sup>。

寺崎は、大学史編纂と大学アーカイブズを連続的に捉えているが、後述するように、嘗は二つを厳密に区別する。そのため、大学の自己点検・評価機能との関連についても、それぞれに検討し、結果としていずれの場合も寺崎の見解を否定している。

まず、大学史編纂が大学の自己点検・評価機能を担うという点については、編纂の過程が長期にわたり、次の大学史編纂までの期間が長すぎるため、自己点検・評価の機能を果たせないとする。自己点検・評価はその結果を次に活かすことが目的であり、一〇年、二〇年に一度というスパンでは所期の目的は果たしえない。あるいは、一九九九年までを対象とした叙述が二〇〇一年に発表されたとしても、大学史編纂では、そのように対象を設定したに過ぎないのであるから、そのことに問題はない。同じことが、自己点検・評価では行なうことはできない。そこまでの自己点検・評価をこれから活かそうとするとき、手がかりとなる自己点検・評価はすでに過去のものとなっていて、現場では新たな試みが始まっているとしたら、自己点検・評価をまとめることの目的はかなり失われてしまうといつてよい。

より根本的には、大学の歴史を叙述することと、自己点検・評価は、寺崎自身が自覚するように、やはり目的が

異なる。「自己」が「自己」の点検・評価をすることの有効性が問われるような状況で、自己点検・評価は、その対象とされる部署・部局の構成員（現職・前職を含め）に共感されるものであろうとする。そのような分析が行なわれず、恣意的な判断のみで記された自己点検・評価は、それをもとに次に活かそうとしても共感を得られないのではないか。これに対し、大学史の叙述は究極には執筆者の理解に基づくものである。もちろん個々の事実についての正確な認識や事象の相互の時系列的あるいは論理的連関は、独りよがりのものではないことが、近年の大学史研究の達成である。また、執筆者の理解だけでなく、編集者の理解も組み込まれ、可能な限り正確な事実の理解とそれらの連関をもった配列を基礎とするが、歴史叙述はそれにとどまるものではなく、誰が書いても同じになる「歴史」が描けると考える、無思想を装う「実証主義」にも思想性が存在する<sup>14</sup>。ゆえに「執筆者」の名前が明記されるのであり、そうでなければ、歴史叙述が避けられることになる。

このような、大学史叙述の歴史性については、一度のスパンを経て新しい大学史が描かれるとき、かつて記述対象となった部分について叙述の変更はあり得ない<sup>14</sup>とするものの不自然さを考えれば、容易に理解されよう。とすれば、大学史の叙述と自己点検・評価は、叙述に現れる認識が共感・共有されることを前提とするか、叙述者の個性（およびその歴史的・社会的条件）から出発するかが、大きく異なる。大学史編纂に自己点検・評価という異なる論理に基づく機能を組み込むことは、歴史学の外部からの歴史学への干渉を許すことになりかねない<sup>15</sup>。

## 2 大学の機能と大学アーカイブズの収蔵対象

大学アーカイブズが自己点検・評価のための材料を提供できるか、という点について、昔は、大学アーカイブズを、大学の業務記録・文書<sup>16</sup>を収蔵対象とする機関アーカイブズ（組織資料アーカイブズ）と捉え、それゆえに大学

アーカイブズは、大学における自己点検・評価を可能にするだけの業務記録・文書を備えていないと指摘する。これは、大学の業務記録・文書という場合の「業務」が大学の運営に関する業務に限定され、教育・研究に関する業務記録・文書が大学アーカイブズの収蔵対象になっていないから、という理由による。

この点については、私は昔と同様の見解に立っている。大学が社会から期待されている業務／機能は、教育・研究である。この教育・研究がたとえば「国家に有為の人材を提供するため」に行なわれるものであれば、それが適切に果たされているか否かは卒業生の進路を調べれば回答は可能である。しかし、社会から期待される機能が適切に果たされているか、それに対する説明責任を担保する方法は多様であり、少なくともその中に大学での教育・研究がいかに行なわれてきているかを明らかにする資料を保管し、公開することは十分に含まれ得る。そして、そのような機能は大学アーカイブズのみ限定されない。大学における研究の成果が、論文や著作などの形で発表されるとき、公刊されたものであれば、当該大学の図書館でのみ閲覧可能となるものではなく、より広く社会に公表・共有される。機関リポジトリを利用すれば、物理的実体をもたない情報として発信可能である。教育においても、たとえば授業のために作成した資料を機関アーカイブズで公開することも、条件が許せば可能である。

このように考えたとき、大学アーカイブズが機能の根幹をなす収蔵資料としてどのような対象を設定するか、という問題は畢竟、大学アーカイブズとはどのような施設であるべきか、大学アーカイブズをもつ大学はどのような組織であるかという理念的な問題となり、それぞれに固有の課題をもつ大学が個別的に考えるべきこととなる。これは、汎用性を意識したアーカイブズ学を拒否するかのような議論となるが、そこにも見るべき点はある。逆にいえば、アーカイブズとはいかにあるべきかの理念に強く汎用性を求め、その結果、大学アーカイブズはこのようにあるべきであるという理念を、歴史や現状が異なる大学に設置される／設置されようとしているアーカイブズに外

部から強要することは、適切なアドバイスである場合も否定しないが、大学の多様性とそれに規定される大学アーカイブズの多様性を抑制する場合もあるのではないか。<sup>17)</sup> 大学という場で正論が通用しない／省みられないのは問題であると考えるが、現実の運営においては、さまざまな事情が影響する。このような点からも、昔が大学アーカイブズの収蔵対象の理想と現実の双方について注意深く議論を進める姿勢は評価される。

あくまでも理念の問題であるが、組織内部から非現用となった業務記録・文書の移管を受け、それらを評価選別して保存し利用に供することがアーカイブズに機能であり、大学アーカイブズは大学の業務記録・文書を対象として扱うのであれば、業務の内容を大学運営に限定することは、その時点で、組織本来の業務に関する記録・文書を対象にしない点で問題があるといわざるを得ない。あるいはそれが評価選別のひとつであるとするのであれば、判断内容の重大さに対して慎重さに欠けるのではないか。ただし、大学アーカイブズは教育・研究に関する記録・文書を扱わないという判断はそれだけで実践されるのではなく、大学内の他の施設との「連携」がそれを補完することになる。単純にいい換えれば役割分担であり、場合によってはMLA連携である。<sup>18)</sup>

大学におけるMLA連携は、ひとつの組織の中の連携であり、多くは同じキャンパス内という近接した場所にある、大学の中の組織であるということから目的も共有可能な部分が少なくないであろう。とすれば、MLA連携をまず果たすべきは大学であるのかもしれない。しかし、連携の前提としては、大学博物館も大学アーカイブズも、設置されている大学は図書館に比較すれば圧倒的に少数である。この少なさが、アーカイブズが扱わないとした資料を、博物館や図書館が扱うことの困難さの一因となるとともに、それらとも異なる施設を創出しようとすることの障害となる。<sup>19)</sup> 大学アーカイブズが扱わないと宣告された資料の行き先はどこか。それはアーカイブズが考えることではない、とすることもできるのかもしれないが、アーカイブズが設置されるまで業務記録・文書はどうなってい

たか、それを考える人がいて現在のアーカイブズがあることを思いだしてみてもよいように思われる。

日本における大学アーカイブズの歴史は短いものであるが、それでも設置されたアーカイブズ（および類似施設）には固有の事情・経緯がある。ひとつの大学アーカイブズが、自分たちの扱う対象は大学の運営に係る業務記録・文書と論じるとき、そこには固有の背景・事情がある。また、そのように述べながら、実は（やむなくかもしれないが）教育・研究に関する資料を扱っているところもあると思われる。とすれば、批判はいわば机上の空論となり、実態として意味をなさない。一種の予防線として理解されることになるのであろうか。

大学とはいかなる組織か、大学に設置される機関アーカイブズはいかにあるべきか、これらの理念的問題にまず正論を示し、その上で現実を踏まえた処方箋を提示した菅の姿勢は、細やかな注意を払ったものとして評価されるべきものである。ただし、菅が提示した処方箋にも問題がないわけではない。菅は、森本祥子が提唱した「+a」<sup>(21)</sup>の手法によって、大学アーカイブズが運営に限定した業務記録・文書を対象に設定しながら、教育・研究に関する資料を収蔵対象とすることの理念的問題の処理を図ろうとする。菅は「+a」の部分に大学アーカイブズの個性を見出し、それを自治体設置のアーカイブズに汎用可能とする。「+a」でない、アーカイブズ本来の部分に機関アーカイブズとしての機能を求め、「+a」によって、現実のアーカイブズが収蔵対象としている業務記録・文書以外を含みこむ構成は、アーカイブズ本来の部分とされる業務記録・文書と設定するために要請される。これを大学アーカイブズに適用した場合、本来の部分とされる業務記録・文書の対象である「業務」を大学の運営に限定するために、「+a」が必要となる。それは大学の「業務」をどのように考えるか、ひとつの立場からの要請である。菅の正論からは、「+a」であることは求められない。スペースの問題という制約から、情報の記録にとどめ、他の施設に資料の保存を求める指向がむしろ、検討されるべき可能性を持った処方箋であろう。その場合、他の施設という選択肢が現

実に可能であるかが大きな問題であるが、そこで、大学の見識が問われる。機関リポジトリで公表できるような教育資料、公表された論文・著作となる以前の覚書・メモ・ノート（作成者ひとりが利用できればよいのであるから、形が整っていない）データベース、収集・記録した資料などに文化資源的な価値が認められるのであれば、それらの保存と活用を考えることが、今、求められている。このような文化資源という理解・認識は、アーカイブズよりもさらに新しく、したがってそれらをアーカイブズのみが引き受けるべき根拠はない。教育・研究機関である大学に蓄積された文化資源を大学がどのように保管し活用するか、アーカイブズは他の施設と連携してその一部を担いうる存在である。<sup>③</sup>それは、アーカイブズに蓄積された整理技術と、公共性にこだわるアーカイブズの性格が期待させるのである。

### 3 大学史と大学アーカイブズ

昔は大学史には違和感を覚えたが、大学アーカイブズにはそれを感じなかったという経験を述べている。それがナマの史料に接することができるからという理由が根底にあるのであれば、その傾向はやはり歴史研究者の多くに共有されるものであろう。日本中世史の研究者である白川哲郎も、ナマの史料に接することができる大学史の魅力<sup>④</sup>を率直に指摘している。とすれば、昔は歴史研究者の意識が残る中でアーカイブズの魅力に開眼し、やがて歴史研究者としての自己を変革していったことになる。

私自身は、異なる時代の史料を扱っても、それを分析してなんらかの事実を引き出し、論を組み立てていく作業に変わりはないものとして大学史に関わっている。史料そのものを扱うことに魅力を感じるか、史料を分析することにより関心を持つか、史料編纂が歴史研究者によって担われている日本では、双方が歴史研究者の業務であり、

いずれにウェイトを置くかは、歴史研究者が置かれている研究環境などにも左右されるかなり個別的な問題であろう。

しかし、大学史と大学アーカイブズを峻別する昔の議論は、重点の移動で処理できるような問題ではなく、両者には質的な差異があり、大学史編纂と直結する大学史料収蔵施設と大学アーカイブズはまったく異なるものであるとする。昔の議論では、前者から後者への移行だけがアーカイブズの設置過程ではないとする、アーカイブズの設置に係るより本質的で具体的な課題として扱われている。要約すれば、昔は年史編纂の後始末として史料保存施設を設置し、それをアーカイブズに転身させるスタイルを批判する。

目的が大学アーカイブズの設置であるならば、大学史編纂を経由するスタイルは目的を成就させるまでの過程が迂遠であり、実現までの過程でクリアしなければならぬハードルが高すぎる。しかし、これまでに実際にそのような過程を経て設置されたアーカイブズは、初めからアーカイブズ設置を意図していたといえるのであろうか。関係者の中にそのような希望を持っていた者がいたとしても、まずは史料保存施設を設置することがその段階の目的だったのではなからうか。<sup>25</sup>それは、年史編纂のために収集した史料の散逸を防ぐことが重大な課題であったからに他ならない。そして、意識しなければならぬのは、現実にもそのような過程を経てアーカイブズ機能を獲得するに至った施設があり、そこには、年史編纂の史料があるという現状である。

年史編纂の史料を持たず、ゼロからアーカイブズを設置しようとする場合、それらの史料の存在を考慮しなくともよい。しかし、年史編纂の史料の保存も課題としなければならぬ場合、あるいはすでに年史編纂の史料が保存されていて、アーカイブズへの転身またはアーカイブズ機能の獲得を目指す場合、年史編纂の史料をどのように扱うのであろうか。



年史編纂さらには自治体史編纂の史料を他に移し、なおかつそれらの十全な利用が可能であれば問題はない。それらの方策を考えることも課題である。MLA連携が課題とされる現在、どこに資料が保存されるべきかにこだわることではなく、どこかに資料は保存されていて、どこでも資料情報へのアクセスは可能であり、デジタルアーカイブズによって画像としてならばどこでも閲覧可能ということになれば、ある程度の利用の希望に対応することはできる、と割り切ることもひとつの立場である<sup>26)</sup>。

ここでのひとつの問題は、年史編纂／自治体史編纂の史料をどのように考えるかという点が抜け落ちている点である。年史編纂／自治体史編纂の史料という場合、大きく分ければ二種類の史料を考えなければならない。ひとつは編纂のために収集した史料である。これは、原史料また複写の場合があり、原史料である場合、保存について更なる考慮が必要である。今ひとつは、編纂業務の過程で作成した業務記録・文書である。これは事務上の記録・文書であるが、中には、史料の収録方針・基準や叙述の際の年次表記など、研究上の課題そのものが扱われる場合がある。むろん、それらは編纂のための会議で議論されるのであるから、事務文書として記述されることになるが、業務の運営にとどまらない内容も扱われることに注意しなければならない。個人的な体験を記せば、編纂事業終了後の収集史料の保管について、それは編纂を担当する者が議論すべき事柄ではないという適切とは思えない議論の一方で、在庫を減らすための頒布方法については議論を展開するという、ちぐはぐな姿勢が見られた編纂会議があった。このようなことを記すのは、それが業務の運営に係る文書であるか、編纂内容に係る学術的な課題であるかは、文書を生み出す場の性格で截然と区別できるものではないことに注意を喚起するためにほかならない。

便宜的に、編纂のために収集した史料以外を業務記録・文書とみなした場合、それらはやはりアーカイブズの保管対象とされるのではないか。臨時の業務として行なわれた年史／自治体史編纂に係る業務文書はすべて廃棄する

という評価選別が決定・実施されない限り、それらはすべてではないにせよ、保管されるはずである。けっしてルーティンワークではないし、ことによつたら、誰も読まない本にいくらかけたのかと問われるかもしれない。これだけの業務が行なわれたという証拠として、むしろ積極的な保管が望まれよう。

では編纂のために収集した史料はどうか。ここで、業務遂行のための事務的文書は保管するが、業務の内容そのものは保管しないという判断が予想される。これは、教育・研究という大学の業務内容を明らかにする資料は大学アーカイブズの保管対象にならないのかという問題と同種であるので、ここで繰り返し返さないが、たとえば差別的表現を用いた史料を掲載したことに關して、原史料ではどのようなかを確認しなければならぬことな態が発生したとき、当該史料に編纂業務における判断の適否などを判定する材料としての役割が持たされることなどは想定されよう。資料の利用方法や目的は多様であり、史料であるから歴史研究のためにのみ用いられるとは限らない。もちろんこれは可能性の問題であり、所蔵機関の連携によつて対応可能となることも考えられる。そのためには、連携可能である所蔵機関を確保しなければならない。

以上を踏まえたうえで、年史／自治体史編纂の記録・文書がアーカイブズの保管対象とした場合、そのことが、編纂事業の後始末としての史・資料所蔵機関の整備すなわちアーカイブズの設置に直結するものではないことも確認しておかなければならない。なぜなら、編纂業務の記録・文書がアーカイブズの保管対象であり、それらが保管されるとしても、そのことが直ちに、それ以外の業務記録・文書を保管すべきという認識につながることはないからである。しかし、ひとしくアーカイブズの保管対象であるはずの資料のうち、編纂の資料だけが選択的に保管され利用可能となるのに対して、それ以外の多くの保管すべき業務記録・文書が保管されないことは不自然である。ということは、業務記録・文書である年史／自治体史編纂の記録・文書の保管を契機に、それ以外の業務

文書も同様に保管すべきであることを主張することは可能であり、論理的な帰結である。

要は論理の再構成である。年史／自治体史編纂の記録・文書が業務文書であることを踏まえて、保管対象の拡張を図ることは、論理の展開としては成立する。とすれば、年史編纂からアーカイブズへという過程も、組織資料アーカイブズについての認識を大きくゆがめることなく実施していくことは可能であり、論理は別として、実際にそのような過程を経たアーカイブズは存在する。

昔は、大阪大学アーカイブズの設置を、年史編纂を經由せず、したがって大学史資料保存施設を持たない大学が、機関（組織資料）アーカイブズの設置を企図した場合の先例となるべく紹介している。そして、大阪大学のような方法が取れない大学のために、事前の措置として、大学刊行物を大学図書館において収集（昔の意図は移管）保管することを提言する。しかし、この方法は、図書館の主体性から発したものとならない可能性が高く、既存の図書館の論理に合致しないことも十分予想される。もちろん、図書館を足掛かりにすることが合意されれば、問題はない。その将来像が、別箇の施設を作るか、図書館内の施設になるか、あるいは図書館を基本としながらより複合的な機能を持った施設となるかも、選択される。

### おわりに

昔の著書に導かれながら、本稿は大学アーカイブズの現状と課題について論じてきた。本稿の主張は、①大学アーカイブズの公共性、②アーカイブズの多様性、という視点から行なわれたものと概括することができる。以下、二つの視点からまとめておこう。

本稿で述べるアーカイブズの公共性とは、アーカイブズの設置母体となる組織が「公」の設置による公共機関であるか否かではなく、組織が社会の中で公共機能を分担して担う存在であるかという視点から立論している。したがって、私立大学が「公」の組織によって設置されていないことではなく、私立大学も大学として社会の中で教育・研究という公共に開かれた業務を遂行していることが、私立大学に大学アーカイブズを設置すべき理由となる。そして、社会の中で果たした業務、社会から大学に期待される機能が教育・研究であるという単純な論理によって、大学が自分たちの組織で行なわれた教育・研究に関する資料を保管し、利用に供するべきと考ええる。ここで、私は、文化資源学の視点から、大学で行なわれた教育・研究の資料が、新たな「利用」の可能性をもって公開される必要を指摘した。このように、大学の教育・研究機能に関する資料の保管と（「利用」のための）公開は、一義的には大学に期待される役割であるが、アーカイブズが蓄積してきた記録・文書の整理・保管・情報発信に関する技術とその裏付けとしての理論的研究は、それらの資料を扱う施設として大学アーカイブズを期待する。もちろん、大学アーカイブズが設置母体としての大学の業務に関する記録・文書を保管し利用に供することを自らの職務とする限りにおいて、本来的には、それらは大学アーカイブズの収蔵対象となる。ただし、大学アーカイブズの設置が課題とされる現状において、大学アーカイブズにのみその機能を求めることは過重な負担を強いるものとなる。可能であれば、研究資源・学術資源・学術資産などの名において模索が始まっている、大学アーカイブズとは異なる施設が主体的にこれらの問題に取り組むことが期待される。

以上の論点から、アーカイブズの多様性が必然的に議論される。教育・研究に関する資料との関わりにおいて、各大学アーカイブズのスタンスは多様である。また、現実に多様な契機と歴史を持って設置され運営されている大学アーカイブズまたはアーカイブズ類似施設が存在している現状において、それぞれの施設の営みを配慮せず、論

者の正論をもって批判することは、相互の発展を期した行為であっても、唯一の方法とは考え難い。組織に自己の業務についての記録・文書を保管し利用に供する施設を設置することは、組織の公共性・社会性の担保として必要であるが、それだけがアーカイブズ本来の機能であるという主張は、資料収集型アーカイブ（ズ）に携わる人々から、対象を限定しているから成立する議論として批判されることを改めて確認したい。

註

- (1) 菅真城『大学アーカイブズの世界』、二〇一三年、大阪大学出版会。
- (2) これは、菅についての指摘ではないことを明記しておく。
- (3) このような「批判」には情緒的な非難が多々見られる。私は、高埜利彦の対応は適切と考えており、また、「歴史研究者はアーキビストたれ」という高埜の提言については、後述する文化資源学の視点からは「歴史」という形容をとっても適切であることを指摘したい。
- (4) これは私学助成を正当とする論拠でもある。この問題の歴史的経緯を扱った研究として、土持ゲリー法一「憲法第八九条と私立大学の助成問題に関する一考察」『大学論集』第二六集、一九九七年三月、広島大学大学教育研究センター。
- (5) この考え方は、Record Continuum論の影響を強く受けていることを否定しない。
- (6) Institutional Archivesの訳語であり、菅が使用する機関アーカイブズの方が訳としてストレートな表現であるが、アーカイブズの収蔵対象に注目して、組織資料アーカイブとも表現しておく。
- (7) 菅の指摘による。なお、寺崎昌男『プロムナード東京大学史』（一九九二年、東京大学出版会）に収録された「沿革史と大学の自己評価」は、『プロムナード東京大学史』を原著とする寺崎昌男『東京大学の歴史 大学制度の先駆け』（二〇〇七年、講談社学術文庫）には「大学文書の保存と活用を」とともに収録されていない。
- (8) 折田悦郎「解説」寺崎昌男『東京大学の歴史 大学制度の先駆け』、二〇〇七年、講談社学術文庫。
- (9) この点については、大学基準協会がこのような評価項目を考えているという説明が、寺崎からなされたと聞く。
- (10) 吉村日出東「大学博物館の設置とその意義」『大学研究』第一九号、一九九九年五月、筑波大学大学研究センター。海外

の大学に大学博物館があることは当然の前提として語られがちであるが、海外の大学博物館にも、たとえば社会的認知度の点で課題を抱える大学はあるように見られる。僅かな体験であるが、ペンシルバニア大学の人類学博物館は、旅行ガイドブックにも紹介され、フィラデルフィアのホテルには観光客向けのパンフレットが置かれている（日本の大学博物館にこのような広報活動を実践しているところはあるのであろうか）。この博物館の展示施設は、二〇一二年夏時点では、改装前後の展示施設の落差が大きく、改装予定のスペースが広い空間にもなっていた。新学期を控え、大学では新入生向けの催しも始まっていたが、博物館は閑散としていた。新しい展示空間では、展示施設のデザインに力を入れ、説明文などが展示ケースに直接プリント（？）されていた。汎用が利かない展示設備に驚いたが、デザインの統一はよくとれていた。また、必ずしも新しい設備を利用しているようには見えなかったが、人類文化の多様性を伝えようとする展示では、「モノ」の展示によらないアプローチを取り入れており、意図するところとともに興味深い展示（方法）を構成していた。このように、充実した展示も見られるが、日本を含むアジア地域の文化の展示は、広い空間に「モノ」が置かれている（だけ）という、近代美術の展示のような印象を与えた。展示を見学しただけなので、正確なことは不明であるが、バックヤードにかなりスペースを割いており、研究施設として機能し

ているように見られる。展示に関わる部分は、今後も改装が予定されていたように、課題となっているのであろう。社会に向けての発信という点では、海外の大学博物館にも課題を持つところがあるのである。

(11) これは、アーカイブズの広報活動としての性格を持つ諸活動の意義を軽視するものではなく、むしろ、それが重要な課題であるとの認識に立つものである。

(12) 先駆者として、段階的に大学アーカイブズの設置を議論していかなければならない、戦略的な側面もあつたとみなされよう。

(13) 池田智文「近代「国史学」の思想構造」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二五集、二〇〇三年十二月、龍谷大学大学院文学研究科。

(14) このような姿勢に立てば、大学史編纂が完了すれば、必要なことはそこに書かれているのであるから、編纂に利用した史料は廃棄すればよいという暴論が可能になる。

(15) ここでは、歴史学の立場から論じたが、大学史は歴史学と教育学に架橋する。したがって、教育学としての教育史が学術の有用性を主張する場合、その視座からは異なる議論が展開されよう。歴史学が有用性に対して距離を置くことについては、遅塚忠躬『史学概論』、二〇一〇年、東京大学出版会。

(16) 昔は、記録と文書の違いについて、記録管理学の規定に基づき、両者の違いを論じており、ここでその指摘（記録は

法的な義務の履行又は業務処理の証拠として作成されたもの」(七六頁)を踏まえるべきであるが、教育・研究という業務を対象とした場合、記録管理学のいう「記録」に限定することは、教育・研究を対象とすることの意味が希薄になると考えるため、このように表記する。

(17) 学術的な批判を抑制してはならないが、現実には運営されているアーカイブズに対して、自分の主張のみが正論であると考えることは、アーカイブズの多様性を否定することにもなる。組織資料アーカイブズの重要性・必要性については私も認識しているが、そのことと多様なアーカイブズの存在は両立可能ではないか。現実には多様な「アーカイブズ」を担っている立場から、組織資料アーカイブズは対象を限定することによって成り立っているという批判があることを受け止めるべきであろう。これがアーカイブズ本来のあり方(組織は自己の業務に関するアーカイブズを備えるべきという指摘が普遍的である)という主張が、特殊な世界のことと理解されている現実を頭ごなしに批判しても生産的であるとは思われない。

(18) 私は評価選別をアーカイブズの専門性を担保する機能として積極的に主張する多くの見解に一線を画するが、ここでは、まず平均的な議論を前提とするため、このように表記する。

(19) M L A 連携について、大学を意識したものとして、石川徹也・根本彰・吉見俊哉『つながる図書館・博物館・文書館

デジタル化時代への知の基盤づくりへ』、二〇一一年、東京大学出版会。

(20) 博物館やアーカイブズを設置することへの理解が得られない状況で、それらとは異なる性格をもった資料保管施設の設置への理解を求めることは、特別の理由が生じない限り、さらに困難であることは容易に予想できる。堀田慎一郎も、図書館の機能がアーカイブズとは異なることを強調している。堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学史料』(刊行物資料)―名古屋大学における理論と実践―」『名古屋大学文学書室紀要』第一四号、二〇〇六年三月、名古屋大学文学書室。森本祥子「大学組織のアーカイブズ―理論と実践の提示への期待―」『全国大学史資料協議会』日本の大学アーカイブズ、二〇〇五年、京都大学学術出版会。

(22) あるいは研究資源・学術と表現してもよいが、より包括的な概念として、文化資源という(やや未熟な)概念をここで用いる。ごく一例に過ぎないが、研究資源・学術資源というとき、それらは学術・研究状態の価値(のみ)を指向している。これに対して、文化資源概念は「活用」のあり方を問わないことに特徴があり、それだけで、より上位の概念であることは明らかである。文化資源学については、さしあたり、山下晋司編『資源人類学02資源化する文化』、二〇〇七年、弘文堂、山田奨治編『コモンズと文化―文化は誰のものか―』、二〇一〇年、東京堂出版。

(23) 南山大学の一部の教職員による試み・問題意識を明らかにしたものが、『アルケイアー記録・情報・歴史』第二号、二〇〇九年三月、南山大学史料室、に掲載された二〇〇八年度南山学会シンポジウム記録「モノ・記録・記憶の文化資源化―南山学園における実践のために―」である。

(24) 白川哲郎「大学史料と自校教育―大阪樟蔭女子大学の場合―」『アルケイアー記録・情報・歴史』第六号、二〇一二年三月、南山大学史料室。

(25) 自治体史編纂についても同様のことが指摘できる。さらに、自治体史に関しては、自治体史編纂の過程で、史料の保存の重要性が関係者に初めて認識されることもあると考えられる。

(26) ただし、対応できることには、施設の性格によつては限界があり、資料の保管には相応の課題＝条件が課されることも踏まえる必要がある。



# The Public Nature of University Archives and the Multiplicity of Archives

NAGAI Eiji

## Abstract

In this paper I examine the public nature of university archives and the multiplicity of archives. In concluding, I should note as follows.

The public nature of archives relies formerly not on the attribute of the higher organization of its archives but on the function of the organization in the society. Therefore a private university, which performs the education and the study as a part of public business, has to establish its own archives. And this reason requests a university to conserve the materials on the education and the study in the university. From the view point of the study of cultural resources, such materials must be shown to the public for several services.

An institutional archives conserves the functional records of the higher organization. Similarly a university archives conserves not only the records on the management of the university but also the materials on the education and the study in the university. Since a university socially dues to educate and study, a university archives must conserve and open such materials. But only a university archives is not required the assignment. It is imposed on a whole university.